【保護者・地域の皆様へ】
子どもたちの成長を支えるため、学校とのより良い関係構築にご協力ください

令和8年10月1日から「カスタマーハラスメント防止措置」が学校設置者を含む事業所の義務となることを受けて、「草加市立小・中学校におけるカスタマーハラスメントの防止等に関する要綱」を施行しました。

～より良い関係構築に向けて～

学校と保護者・地域は、いずれも児童生徒一人一人のより良い豊かな学びと健やかな成長を支えるという、共通の立場に立つものです。

本市教育においては、「学校・家庭・地域との連携・協働」を目標に置き、これまで様々な支援もいただいております。これからも、学校・家庭・地域がお互いを尊重し、対話を重ね、より良好な信頼関係のもとで子どもたちの成長を支えていけるようご理解、ご協力をお願いいたします。

～学校におけるカスタマーハラスメントとは～

保護者や地域の方からの言動のうち、社会通念上許容される範囲を超え、教職員の人格や尊厳を傷つけたり、勤務環境を害したりする行為を指します。

※正当な相談や要望、社会通念上相当な範囲での意見の申し出は該当しません。

～次のような行為が該当します～

【社会通念上相当な範囲を超えた行為の例】

- 暴言・威圧的な言動
 - ・大声で怒鳴る
 - ・侮辱的・人格を否定する発言
 - ・脅迫的な発言をする
- 長時間・執拗な要求
 - ・同じ要求や苦情を繰り返す
 - ・長時間の電話や面談を求める
 - ・業務時間外に繰り返し連絡する
- 過度な要求・ネット上の迷惑行為
 - ・学校の権限・責任を超える対応を求める
 - ・特定の児童生徒への特別扱いを求める
 - ・教職員の私生活情報を求める
 - ・SNS等で誹謗中傷・個人情報を無断掲載する

※このような行為があった場合には

～学校は、次のように対応します～

- ●子どもたちの学びの環境と教職員の安全を守るため、学校は組織として対応します。
- ●複数の教職員で対応します
- ●面談や電話の内容を記録する場合があります
- ●不適切な言動の中止をお願いすることがあります
- ●改善が見られない場合は対応を終了することがあります
- ●必要に応じて教育委員会、弁護士、警察等と連携します



草加市のマスコットキャラクター
「パリポリくん」

SDGs未来都市 SOKA

★笑顔かがやく草加の教育を目指して★
草加市教育委員会